

入札説明書

令和8年4月24日に公告した下記競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 契約事務担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市総務局人事部労務課（担当：芝田）

電話 072-228-7407

FAX 072-228-8823

e-mail roumu@city.sakai.lg.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度堺市職員の乳がん検診・骨粗鬆症検診に関する業務

(2) 履行場所

（集団検診）堺市役所本庁舎（堺市堺区南瓦町3番1号）

（個別検診）堺市内に常設する医療機関等

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方式

一般競争入札（紙入札）で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格について、区分「業務委託・役務の提供」のうち、業種及び種目「診断・検査 066001 健康診断」又は「診断・検査 066090 その他診断・検査」で入札参加資格確認申請書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、有効な登録を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している

場合を除く。)及び堺市契約規則(昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。)第3条の規定に該当しないこと。

- (3) 参加申請締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)による入札参加停止(以下「入札参加停止」という。)又は入札参加回避(以下「入札参加回避」という。)を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加申請締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定。以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)(以下「通報等」という。)を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 本入札の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)
- (7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (8) 令和5年4月1日以降に国又は地方公共団体において、健康診断又は子宮がん検診業務等で、本業務と規模をほぼ同じくする契約を元請けとして履行した実績を有し、かつ、当該実績を証明できる書類を提出することができる者であること。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

4 日程

(1)	公告日	令和8年4月24日(金)
(2)	参加申請締切日	令和8年5月8日(金)
(3)	質疑締切日時	令和8年5月8日(金)午後5時00分
(4)	質疑回答日	令和8年5月14日(木)

(5)	入札参加資格確認結果通知日	令和8年5月14日(木) [予定]
(6)	入札日時・開札日時	令和8年5月21日(木) 午前10時30分
	入札及び開札の場所	住所：堺市堺区南瓦町3番1号 地下会議室A(本庁本館地下1階)
(7)	契約締結日	落札決定後、15日(市の休日を除く。)以内

※市の休日とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日をいう

5 入札関係書類の配布

前記4(1)の公告日から(2)の参加申請締切日まで、堺市ホームページからダウンロードすること。

堺市ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/index.html>

6 入札参加資格確認申請及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記1の契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、「入札参加資格確認申請書」等の様式については前記5のとおり配布する。

(1) 入札参加資格確認申請における提出書類等

① 提出書類

- ・ 入札参加資格確認申請書
- ・ 組合員名簿の写し(組合で参加する場合に限る。)
- ・ 必要な金額の切手を貼付した返信用封筒
(後記(2)の入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する場合に限る。)
- ・ 履行実績申出書
- ・ 履行実績申出書の内容を証明できるもの(契約書、仕様書の写し等)

② 参加申請締切日

前記4(2)の参加申請締切日まで

③ 提出場所

前記1の契約事務担当課

④ 提出方法

直接持参又は郵送すること。

【直接持参の場合】

上記参加申請締切日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)に持参すること。

【郵送の場合】

上記参加申請締切日までに必着とする。

なお、郵送で提出した旨を、前記1の契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

⑤ その他注意事項

ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。

イ 提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

ウ 組合とその組合員が前記「3（7）ア、イ」のいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。

ただし、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取り下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格確認申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。前記3に規定する競争入札参加資格要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。

7 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、前記4（3）の質疑締切日時までに電子メール又はFAXにより質問の内容を前記1の契約事務担当課に問い合わせること。送付後、速やかに契約事務担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

前記4（6）入札日時・開札日時のとおり

(2) 入札及び開札の場所

前記4（6）入札及び開札の場所のとおり

(3) 入札方法

入札者は、前記（1）の入札及び開札の日時に（2）の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札は各単価に予定数量を乗じた総価（受検者負担金（1人当たり乳がん検診500円、骨粗鬆症検診1,100円）を除く。）で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった検診手数料（税込）から受検者負担金に受検予定者数を乗じて得た額を差し引いた額から算出した単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書記載金額については別紙「**入札書記載金額の計算方法**」を熟読するとと

もに、入札金額の見積りに当たっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

なお、単価を契約の主目的とし、一定の期間内における実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約（以下「単価契約」という。）については、消費税等相当額を含まない単価を入札書に記載すること。

ただし、同一の契約において複数の単価を設定する複数単価契約である場合については、消費税等相当額を含まない単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額を、総価契約と単価契約の複合契約である場合は、単価に予定数量を乗じた金額に総価の金額を加えた金額を入札書に記載すること。

（５）入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記１０（１）～（４）のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）の１００分の３に相当する額の違約金を徴収するものとする。

（６）落札者の決定方法

契約規則第１９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（７）無効となる入札

別記「入札に係る注意事項」７のとおり

９ 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること）。入札会場内への入室は、１社１名に限ること。

１０ 入札参加停止等を受けた入札参加者又は落札者に関する事項

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としなない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（１）又は（４）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（２）又は（３）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

（１）入札参加停止又は入札参加回避を受けた場合

（２）入札参加除外を受けた場合又は通報等を受けた場合

（３）堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合

(4) (1) ~ (3) のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

1 1 その他

(1) 契約保証金

要 (契約金額の100分の10以上)。

(契約金額について、単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じた額、複数単価契約の場合又は総価契約と単価契約の複合契約の場合は落札金額とする。また、長期継続契約については、初年度に係る部分に限る。ただし、契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、契約期間が12月以上のときにあっては初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額とし、契約期間が12月未満のときにあっては契約期間内に支払うことが見込まれる総額とする。)

ただし、契約規則第30条の2に該当する場合は、免除する場合がある。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記1の契約事務担当課で閲覧することができる。

入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
 - (1) 入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
 - (2) 入札参加資格を満たさないもの。
 - (3) 入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなったもの。
 - (4) 入札時間に遅刻したとき。
 - (5) 印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
 - (6) 代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - (2) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (3) 入札書に記名押印がないとき。
 - (4) 入札金額を訂正したとき。
 - (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (6) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - (7) 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - (8) 代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - (9) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - (11) 入札金額が0円以下の入札をしたとき。
 - (12) 明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行が

- できないと認められる低い価格で入札したとき。
- (13) 再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
- (14) 鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記の上、入札箱に投函すること。
- 9 提出した入札書の引き換え、変更又は撤回をすることはできない。
- 10 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期し、又は取り止めることがある。
- 11 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- 12 再度入札の回数は原則2回とする。
- 13 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札で無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 14 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 15 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 16 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額(消費税及び地方消費税相当額)を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てる。)をもって落札金額とするので、入札者は、検診手数料(税込)から受検者負担金に受検予定者数を乗じて得た額を差し引いた額から算出した単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の見積りに当たっては、契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- 17 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。
- 18 落札決定後、15日(市の休日を除く。)以内に契約を締結すること。また、契約締結に際しては、見積書(見積内訳明細書)及び堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。

入札書記載金額の計算方法

入札説明書「8 入札手続等(4) 入札書に記載する金額」に記載の入札書記載金額は、以下のとおり算出した総額（1円未満の端数切捨て）とする。

● 入札書記載金額

$$\begin{aligned} & \text{マンモグラフィの1人あたり単価 (A)} \times \text{マンモグラフィの受検予定者数 (B)} \\ & + \text{超音波検査の1人あたり単価 (C)} \times \text{超音波検査の受検予定者数 (D)} \\ & + \text{骨粗鬆症検診の1人あたり単価 (E)} \times \text{骨粗鬆症検診の受検予定者数 (F)} \end{aligned}$$

※ 上記で算出した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てること。

A：発注者が負担する税抜の単価

※ これとは別に受注者は、マンモグラフィの受検者1人につき受検者負担金500円（税込）を受検者から直接徴収することとする。

B：受検予定者数

乳がん検診 [40歳以上] (マンモグラフィ)：880人

C：発注者が負担する税抜の単価

※ これとは別に受注者は、超音波検査の受検者1人につき受検者負担金500円（税込）を受検者から直接徴収することとする。

D：受検予定者数

乳がん検診 [39歳以下] (超音波検査)：450人

E：発注者が負担する税抜の単価

※ これとは別に受注者は、骨粗鬆症検診の受検者1人につき受検者負担金1,100円（税込）を受検者から直接徴収することとする。

F：受検予定者数

骨粗鬆症検診：250人

(例)

マンモグラフィの1人あたり単価 (A)：12.24円

超音波検査の1人あたり単価 (C)：10.34円

骨粗鬆症検診の1人あたり単価 (E)：8.64円

入札書記載金額：

$$12.24円 \times 880人 + 10.34円 \times 450人 + 8.64円 \times 250人$$

$$= 10,771.2円 + 4,653円 + 2,160円$$

$$= \underline{17,584円} \text{ (1円未満の端数切捨て)}$$

なお、契約単価は以下のとおり決定する。

● 契約単価

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 乳がん検診 [40歳以上] (マンモグラフィ)
A × 110 / 100 + 受検者負担金 500円○ 乳がん検診 [39歳以下] (超音波検査)
C × 110 / 100 + 受検者負担金 500円○ 骨粗鬆症検診
E × 110 / 100 + 受検者負担金 1,100円 |
|--|

※ 受注者が得ることができる検診手数料は、各検診の契約単価に、各検診の実際の受検者数を乗じた額の総額となる。